

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和3年2月24日（水曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時 2分 散会

---

付託事件

(1) 所管事務調査

---

## 1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- |                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| ① 水戸市障害福祉サービス事業基準に関することについて        | (障害福祉課) |
| ② 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準に関することについて     | (障害福祉課) |
| ③ 水戸市障害者支援施設基準に関することについて           | (障害福祉課) |
| ④ 水戸市指定障害者支援施設等基準に関することについて        | (障害福祉課) |
| ⑤ 水戸市地域活動支援センター基準に関することについて        | (障害福祉課) |
| ⑥ 水戸市福祉ホーム基準に関することについて             | (障害福祉課) |
| ⑦ 水戸市指定通所支援事業等基準に関することについて         | (障害福祉課) |
| ⑧ 水戸市軽費老人ホーム基準に関することについて           | (高齢福祉課) |
| ⑨ 水戸市養護老人ホーム基準に関することについて           | (高齢福祉課) |
| ⑩ 水戸市特別養護老人ホーム基準に関することについて         | (高齢福祉課) |
| ⑪ 水戸市児童福祉施設基準に関することについて            | (子ども課)  |
| ⑫ 水戸市指定居宅サービス事業等基準に関することについて       | (介護保険課) |
| ⑬ 水戸市指定介護予防サービス事業等基準に関することについて     | (介護保険課) |
| ⑭ 水戸市指定地域密着型サービス事業基準に関することについて     | (介護保険課) |
| ⑮ 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準に関することについて | (介護保険課) |
| ⑯ 水戸市指定居宅介護支援事業等基準に関することについて       | (介護保険課) |
| ⑰ 水戸市指定介護予防支援事業等基準に関することについて       | (介護保険課) |
| ⑱ 水戸市指定介護老人福祉施設基準に関することについて        | (介護保険課) |
| ⑲ 水戸市介護老人保健施設基準に関することについて          | (介護保険課) |
| ⑳ 水戸市介護医療院基準に関することについて             | (介護保険課) |
| ㉑ 水戸市介護保険に関することについて                | (介護保険課) |

(2) その他

## 2 出席委員（7名）

委員 長 鈴木 宣 子 君 副委員 長 綿 引 健 君

委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		
3	欠席委員（なし）		
4	委員外議員出席者（2名）		
議員	中庭次男君	議員	田口文明君
5	説明のため出席した者の職, 氏名		
副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君
福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君	福祉総務課長	堀江博之君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健医療部長	大曾根明子君	保健医療部副部長	田中誠一君
保健所長	土井幹雄君	保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君
保健所参事兼保健予防課長	小林秀一郎君	保健医療部参事兼国保年金課長	川津英臣君
保険総務課長	小林かおり君	地域保健課長	龍田晴美君
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会事務局教育部参事	橋義孝君	教育委員会事務局教育部参事	菊池浩康君
教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	三宅修君	教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長	鈴木功君
教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長	白石嘉亮君	総合教育研究所	春原孝政君
学校管理課長	細谷康之君	学校保健給食課	小川佐栄子君
学校施設課長	和田英嗣君	生涯学習課長	野澤昌永君
放課後児童課長	大和敦子君	中央図書館長	松本崇君

総合教育 湯 澤 康 一 君  
研究所副所長

6 事務局職員出席者

法制調査係長 富 岡 淳 君 書 記 昆 節 夫 君

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は21件ございますが、いずれも第1回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、水戸市障害福祉サービス事業基準に関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 おはようございます。

それでは、水戸市障害福祉サービス事業基準に関することにつきまして、福祉部障害福祉課提出の資料に基づき御説明いたします。

1の改正理由でございますが、国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市障害福祉サービス事業基準に関することについて、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものにつきましては、基準省令のとおり規定をいたします。

その他、本市独自の内容を規定するものにつきましては、独自の内容を規定していくものでございます。

それでは、(1)の基準省令に従い改正するものでございますが、項目アの業務継続計画の策定等につきましては、対象となるサービスは障害福祉サービス全般でございます。改正の内容につきましては、感染症や非常災害が発生した場合に、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定の上、研修・訓練を実施するなどの措置を講ずるものとするという内容でございます。こちらは3年間の経過措置期間を設けております。

項目イの衛生管理等につきましては、同じく対象サービスは障害福祉サービス全般でございます。改正の内容といたしましては、感染症の予防及びまん延の防止に関する取組の徹底を求めため、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施などの措置を講ずるものとするという内容でございます。こちらも3年の経過措置を設けております。

項目ウの身体拘束等の禁止につきましても、対象となるサービスは障害福祉サービス全般でございます。改正の内容といたしましては、身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施などの措置を講ずるものとするという内容でございます。こちらも1年の経過措置期間を設けております。

項目エの虐待の防止でございますが、こちらも対象となるサービスは障害福祉サービス全般でございます。虐待の発生、またはその再発を防止するため、委員会の開催、研修の実施、担当者への設置などの措置を講ずるものとするという内容でございます。こちらも1年間の経過措置を設けております。

項目オの職員の配置の基準でございますが、こちら対象となるサービスは就労移行支援サービスでござい

ます。改正の内容につきましては、就労支援員の常勤要件を廃止するものでございます。

項目カの情報通信機器を活用した委員会等の開催につきましては、対象となるサービスは障害福祉サービス全般でございます。委員会等の開催につきましては、情報通信機器を活用して行うことができるという内容でございます。

ページを返していただきまして、2ページを御覧願います。

2の基準省令を参酌し改正するものにつきましては、項目アの障害福祉サービス事業者の一般原則といたしまして、対象となるサービスは障害福祉サービス全般でございます。改正の内容につきましては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その事業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるものとするものでございます。1年間の経過措置を設けております。

項目イの勤務体制の確保等につきましても、対象サービスは障害福祉サービス全般でございます。適切なサービスを確保する観点から、性的な言動等により職員の就業環境が害されることを防止されるための措置を講ずるものとするものでございます。

項目ウの職場への定着のための支援等の実施につきましては、生活介護、自立訓練、就労継続支援のサービスにつきましては、通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連携調整に努めるものとするという内容でございます。また、就労移行支援サービスにつきましては、同じ内容でございますが、連携調整を行うものとするとしてございます。

項目エの運営状況に関する事項の評価等につきましては、対象サービスは就労継続支援A型のサービスでございます。年に1回以上、運営状況に関する事項を自ら評価し、公表するものとするという内容でございます。

(3)といたしまして、その他独自に改正するもの内容でございますが、項目アといたしまして、電磁的記録による作成等でございます。対象サービスは障害福祉サービス全般でございます。改正の内容につきましては、アとして、条例の規定により書面で行うこととされている作成等について、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとするという内容でございます。イといたしまして、条例の規定により相手方に対し書面で行うこととされている交付等について、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるという内容でございます。

3の施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

また、資料につきましては、3ページに障害福祉サービス等種別との関係についてまとめました表を、5ページから15ページに新旧対照表を、17ページに参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本件につきましては、令和3年第1回水戸市議会定例会に提出を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市指定障害福祉サービス事業等基準に関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、水戸市指定障害福祉サービス事業等基準に関することにつきまして、福祉部障害福祉課提出の資料に基づき御説明をさせていただきます。

1の改正理由、2の主な改正内容とも、先ほど御説明いたしました条例と内容的には変更はない形でございます。

先ほどの条例から新たに加わる部分につきまして、御説明させていただきます。

2ページをお開き願いたいと存じます。

(2)の基準省令を参酌し改正するもののうち、項目ウの掲示についてでございます。対象となるサービスは、指定障害福祉サービス全般でございます。改正の内容といたしましては、運営規定等を関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができるとする内容でございます。

その他の項目につきましては、先ほどの条例から新たに加わる部分はありません。

3ページの3の施行期日でございますが、令和3年4月1日でございます。

また、資料につきましては、5ページに障害福祉サービス等種別との関係についてまとめた表を、7ページから27ページに新旧対照表を、29ページに参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本件につきましては、令和3年第1回水戸市議会定例会に提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市障害者支援施設基準に関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、水戸市障害者支援施設基準に関することにつきまして、福祉部障害福祉課提出の資料に基づき御説明をさせていただきます。

1の改正理由、2の主な改正内容につきましても、先ほどより御説明いたしている内容に新たに加わる項目はありません。

また、改正の内容につきましても、これまで御説明いたしました条例に新たに加わる項目はありません。

3ページを御覧いただきまして、3の施行期日でございますが、令和3年4月1日でございます。

また、資料につきましては、5ページに障害福祉サービス等種別との関係についてまとめた表を、7ページから13ページに新旧対照表を、15ページに参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本件につきましては、令和3年第1回水戸市議会定例会に提出を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市指定障害者支援施設等基準に関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、水戸市指定障害者支援施設等基準に関することにつきまして、福祉部障害福祉課提出資料に基づき御説明をさせていただきます。

こちら、1の改正理由、2の主な改正内容につきましては、これまで御説明いたしました条例に新たに加わる項目はございません。

3ページを御覧いただきまして、3の施行期日でございますが、令和3年4月1日でございます。

また、資料につきましては、5ページに障害福祉サービス等種別との関係についてまとめた表を、7ページから14ページに新旧対照表を、15ページに参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本件につきましては、令和3年第1回水戸市議会定例会に提出を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市地域活動支援センター基準に関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、水戸市地域活動支援センター基準に関することにつきまして、福祉部障害福祉課提出の資料に基づき御説明をいたします。

こちら、1の改正理由、2の主な改正内容とも、これまで御説明いたしました条例に新たに加わる項目はございません。

2ページを御覧いただきまして、3の施行期日でございますが、令和3年4月1日でございます。

資料につきましては、3ページに障害福祉サービス等種別との関係についてまとめた表を、5ページから9ページに新旧対照表を、11ページに参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本件につきましては、令和3年第1回水戸市議会定例会に提出を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市福祉ホーム基準に関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、水戸市福祉ホーム基準に関することにつきまして、福祉部障害福祉課提出の資料に基づき御説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、1の改正理由、2の主な改正内容とも、これまで御説明いたしました条例に新たに加わる項目はございません。

2ページを御覧いただきまして、3の施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

また、資料につきましては、3ページに障害福祉サービス等種別との関係についてまとめた表を、5ページから8ページに新旧対照表を、9ページに参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

また、本件につきましては、令和3年第1回水戸市議会定例会に提出を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市指定通所支援事業等基準に関することについて、執行部から説明願います。  
平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、水戸市指定通所支援事業等基準に関することにつきまして、福祉部障害福祉課提出資料に基づき御説明をいたします。

1の改正理由につきましては、国が定める児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市指定通所支援事業等基準に関することについて、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものにつきましては、基準省令のとおり規定をいたします。その他といたしまして、本市独自の内容を規定するものについては、こちらを規定していく内容でございます。

それでは、(1)の基準省令に従い改正するものでございますが、項目アの従業員の員数につきましては、対象となるサービスは、指定児童発達支援、基準該当児童発達支援、指定放課後等デイサービス、基準該当放課後等デイサービスでございます。改正の内容といたしましては、従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除するものとするという内容でございます。

また、指定児童発達支援、基準該当児童発達支援、指定放課後等デイサービス、基準該当放課後等デイサービスにつきまして、医療的ケアが必要な障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員を置くものとする。ただし、医療機関等との連携により看護職員を訪問させる場合、喀たん吸引等のみを要する障害児が利用する場合は、当該行為を行う看護福祉士として登録されたものを置く場合などには、看護職員を置かないことができることとするという内容でございます。

さらに、看護職員を置いた場合には、機能訓練担当職員と同様に、児童指導員または保育士の合計数に含まれることとするというものでございます。ただし、機能訓練担当職員も含めて児童指導員または保育士として配置するもののうち、半数以上は児童指導員または保育士でなければならないものとするという規定でございます。

その他の内容につきましては、これまでも説明いたしました条例と新たに加わる項目はございません。

3ページの3の施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

資料につきましては、5ページに障害福祉サービス等種別との関係についてまとめた表を、7ページから28ページに新旧対照表を、29ページに参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本件につきましては、令和3年第1回水戸市議会定例会に提出を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

説明につきましては以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市軽費老人ホーム基準に関することについて、執行部から説明願います。  
野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 それでは、水戸市軽費老人ホーム基準に関することにつきまして、福祉部高齢福祉課提出の資料により御説明させていただきます。



1の改正理由につきましては、国が定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市軽費老人ホーム基準に関することにつきまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、基準条例に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、基準省令のとおり規定いたします。

説明につきましては、障害福祉課所管条例の説明内容と同様の内容がございますので、重複していないものにつきまして御説明させていただきます。

まず、(1)基準省令に従い改正するものとしたしましては、項目ウ、事故発生の防止及び発生時の対応といたしまして、事故の発生またはその再発を防止するため、担当者を設置する措置を講ずるものとするものでございます。

続きまして、(2)基準省令を参酌し改正するものとしたしましては、項目イ、勤務体制の確保等といたしまして、(ア)職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための措置を講ずるものとするものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

また、3ページから7ページに新旧対照表、9ページに参照条文を記載してございますので、お目通しくださいませ。

本件は、令和3年第1回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市養護老人ホーム基準に関することについて、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 水戸市養護老人ホーム基準に関することにつきまして、福祉部高齢福祉課提出の資料により御説明いたします。

改正理由につきましては、国が定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市養護老人ホーム基準に関することにつきまして、関係規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、基準省令のとおり規定いたします。

説明につきましては、今までの説明の重複していないものにつきまして御説明いたします。

(1)の基準省令に従い改正するものにつきましては、項目アの職員の配置の基準といたしまして、サテライト型養護老人ホームは、入所者の処遇が適切に行われていると認めるときは、生活相談員、栄養士または調理員、事務員そのほかの職員を置かないことができることとするものでございます。

そのほか重複していないものはございません。

施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

また、3ページから7ページに新旧対照表、9ページに参照条文を記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

本件は、令和3年第1回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定でございますので、よろ

しくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市特別養護老人ホーム基準に関することについて、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 水戸市特別養護老人ホーム基準に関することにつきまして、福祉部高齢福祉課提出の資料により御説明いたします。

改正理由につきましては、国が定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市特別養護老人ホーム基準に関することにつきまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌するべきものは、基準省令のとおり規定いたします。

説明につきましては、今までの説明と重複していないものにつきまして御説明いたします。

(1)の基準省令に従い改正するものにつきましては、項目ア、職員の専従といたしまして、特別養護老人ホームの職員について、入所者の処遇に支障がない場合は、専従でなくてもよいとするものでございます。

また、項目カ、設備の基準といたしまして、(ア)ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとするものでございます。また、(イ)ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの居室につきまして、改修した場合における居室の区切りの特例規定を廃止いたします。

また、項目キ、職員の配置の基準につきまして、(ア)地域密着型特別養護老人ホームは、ほかの社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効率的な運営をできる場合で、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができることとするものでございます。

そのほか重複していないものはございません。

施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

また、3ページから13ページに新旧対照表、15ページに参照条文を記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

本件は、令和3年第1回水戸市議会定例会に議案として提出させていただき予定でございますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市児童福祉施設基準に関することについて、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、水戸市児童福祉施設基準に関することにつきまして、福祉部子ども課提出資料により御説明申し上げます。

1の改正理由につきましては、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市児童福祉施設基準条例における職員基準の規定の改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、3ページの新旧対照表を御覧いただきまして、母子生活支援施設に配置す

る職員のうち、入所する母子にカウンセリング等を実施する心理療法担当職員に係る要件につきまして、これまでの大学に加え、大学院において、心理学を専攻する研究科もしくはこれに相当する課程を修了した者を加えるものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日は、令和3年4月1日でございます。

5ページに参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

本件は、令和3年第1回水戸市議会定例会に議案として提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市指定居宅サービス事業等基準に関することについて、執行部から説明願います。  
荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、水戸市指定居宅サービス事業等基準に関することにつきまして、福祉部介護保険課提出の資料により、御説明差し上げたいと思います。

恐れ入りますが、最初に5ページをお開きください。

参考資料となっておりますが、こちらは介護保険の各種基準条例に係ります介護保険サービスの位置づけということで、今回全件で9件を予定してございます。1番上の太枠のところが一番最初に説明いたします水戸市指定居宅サービス事業等基準条例についてでございますが、こちらは右側の要介護認定者に対します、在宅のサービス、12のサービスについて規定するものでございます。以下、このような形で説明を順次させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページにお戻りください。

1ページ、1の改正理由でございますが、国が定める指定居宅サービス等の基準の改正に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、これまでも説明しているとおおり、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、基準省令のとおり規定するものでございます。

説明の重複を避けるため、これまでの説明と趣旨を同じくする項目を除いた形で説明させていただきたいと思っております。

(1)の基準省令に従い改正するものとしまして、1ページの一番下のエでございます。従業者の員数でございます。こちらの対象サービスは短期入所生活介護でございます。改正の内容は、(ア)としまして、生活相談員のうち、1人は常勤でなければならないものといたします。(イ)としまして、介護職員または看護職員のうちいずれか1人は、常勤でなければならないものといたしますが、定員20人未満の併設事業所の場合は、基準の緩和を図るところでございます。

2ページをお願いいたします。

1番上の(ウ)でございます。

看護職員を配置しなかった場合であっても、必要がある場合には、看護職員を病院、診療所または訪問看護ステーションとの連携により確保することといたします。

次に、(2)の基準省令を参酌し改正するもののほうの説明に入ります。

アの指定居宅サービスの事業の一般原則としまして、対象サービスは全居宅サービスになってございます。改正の内容の(イ)のほうを御覧ください。サービスを提供するに当たりましては、介護保険等関係情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないものといいたします。

2ページの1番下のエでございます。地域との連携等でございます。対象サービスは訪問看護その他御覧のサービスでございます。改正の内容につきましては、事業所と同一の建物に居住する利用者にサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の方に対しましても、サービスの提供を行うよう努めなければならないものといいたします。

3ページを御覧ください。

次の通所介護のほうになります。こちらの改正内容につきましては、その事業の運営に当たりましては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならないものといいたします。

次のオの指定居宅療養管理指導の具体的方針としまして、居宅療養管理指導と言いますのは、医師、歯科医師等により行う療養上の指導でございますが、今回の改正の中身は薬剤師の方につきまして、薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針につきまして、適切なサービス提供のために必要がある場合、または居宅介護支援事業者、もしくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、事業者に対し、必要な情報を提供または助言を行うことといたします。なお、情報提供または助言は、原則としましてサービス担当者会議への参加により行いますが、参加が困難な場合は、情報提供または助言の内容を記載した文書を事業者に交付することといたします。

以下は一緒です。

最後に、3の施行期日でございます。令和3年4月1日でございます。

以下、先ほど説明しました5ページに参考資料、7ページに新旧対照表、29ページに参照条文を記載してございます。なお、本件につきましては、令和3年第1回定例会に議案として提出を予定しておりますので、よろしく御願いたします。

説明は以上です。

**○鈴木委員長** 次に、水戸市指定介護予防サービス事業等基準に関することについて、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

**○荻沼介護保険課長** 引き続きよろしく御願いたします。

水戸市指定介護予防サービス事業等基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により説明させていただきます。

こちらのサービスにつきましては、軽度の要支援認定者の方に対する在宅のサービスについて規定するものでございます。

1の改正理由、2の主な改正内容につきましては、先ほどの趣旨と同様でございます。

改正内容は、これまでのものと重複するものでございますので、説明は省略させていただきます。

3ページをお開き下さい。

1番下に施行期日がございます。令和3年4月1日を予定しております。

以下、5ページに参考資料、7ページ以降に新旧対照表、27ページに参照条文を記載しております。  
なお、本件につきましても、次期定例会に提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

**○鈴木委員長** 次に、水戸市指定地域密着型サービス事業基準に関することについて、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

**○荻沼介護保険課長** 次は、水戸市指定地域密着型サービス事業基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により説明いたします。

こちらのサービスは、要介護認定者に対します、比較的小規模な在宅でのサービスについて規定するもの  
でございます。

1の改正理由、2の主な改正内容につきましては、これまでのものと趣旨は同じでございます。

重複するものを除き、説明させていただきたいと思っております。

まず、(1)の基準省令に従い改正するもののうち、1ページの一番下でございます。エ、従業者の員数で  
ございますが、こちらの対象サービスは夜間対応型訪問介護でございます。改正の内容としまして、(ア)オ  
ペレーターにつきまして、併設施設等の職員または随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務を可能とす  
ることといたします。

(イ)としまして、他の訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業の一部委託を  
可能とすることといたします。

(ウ)としまして、複数の事業所間で、随時対応サービスの集約化を可能とすることといたします。

ページを返していただきまして、2ページをお願いいたします。

引き続きなんですすが、対象サービス、小規模多機能型居宅介護につきまして、こちらにつきます改正とし  
まして、介護老人福祉施設または介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合におき  
まして、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合は、管理者、介護職員の兼務を可能とすることと  
いたします。

次の認知症対応型共同生活介護でございます。これはグループホームでございますが、こちらの改正につ  
きましては、(ア)としまして、認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制につきまして、3ユ  
ニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接している等の速やかな対応が可能な構造の場合は、夜勤  
は2人以上の配置に緩和することといたします。

(イ)といたしまして、サテライト型事業所につきましては、介護支援専門員に代えて、規則で定める研修  
を修了した者を計画作成担当者とする事ができることといたします。

最後に、(ウ)としまして、認知症グループホームにおきまして、介護支援専門員である計画作成担当者の  
配置につきまして、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和できることと  
いたします。

次の、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でございますが、こちらは、定員が29人以下の小規

模な特養でございます。

こちらの改正内容の(ア)でございます。栄養士の配置について、栄養士または管理栄養士の配置を位置づけることといたします。

(イ)と(ウ)は重複しますので飛ばします。

(エ)としまして、従来型とユニット型を併設する場合におきまして、介護・看護職員を兼務することができるといたします。

次のオの管理者でございます。

最初の共用型認知症対応型通所介護につきましては、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事することができることといたします。

次の認知症対応型共同生活介護につきましては、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることといたします。

カとしまして、設備に関する基準でございます。

こちら認知症対応型共同生活介護に関する規定でございますが、改正の内容は、ユニット数につきまして原則1または2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3とされていたところを、これを1以上3以下とすることといたします。

(2)の基準省令を参酌し改正するもののほうに移らせていただきたいと思います。

3ページの1番下でございます。

定員の遵守等でございますが、こちらは小規模多機能型居宅介護に該当するものでございます。改正の内容につきましては、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市長が認めた場合、一定の期間に限り、利用定員を超えることができることといたします。

4ページでございます。1番上のカで、指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針としまして、認知症対応型共同生活介護につきましては、改正の内容は、自ら評価を行うとともに、外部または運営推進会議のいずれかの定期的な評価を受けなければならないものといたします。

1つ飛ばしていただきまして、クの口腔衛生の管理でございます。こちらは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関するものでございますが、改正の内容は、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状況に応じた口腔衛生の管理を行わなければならないものとするということとございまして、こちらについては3年間の経過措置を設ける予定でございます。

以下、重複するものでございまして、3の施行期日は、令和3年4月1日としております。

以下、5ページに参考資料、7ページ以降に新旧対照表、37ページ以降に参照条文を記載してございますので、御参照願います。

こちらにつきましても、次期定例会に提出を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

**○鈴木委員長** 次に、水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準に関することについて、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、引き続き、水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により説明いたします。

こちらのサービスにつきましては、今し方説明しました地域密着型サービスのうち、要支援認定者に対する比較的小規模な在宅サービスについて規定するものでございます。

なお、1の改正理由、2の主な改正内容につきましては、これまでのものと趣旨は同じでございまして、また、改正の内容につきましても、これまでの説明と重複するものでございますので、説明は省略させていただきます。

3ページでございますが、施行期日としまして、令和3年4月1日といたします。

以降、5ページに参考資料、7ページに新旧対照表、21ページ以降に参照条文を掲載してございますので、後ほどお目通しのほどお願いします。

こちらにつきましても、次期定例会に提出を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○鈴木委員長 次に、水戸市指定居宅介護支援事業等基準に関することについて執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、次は、水戸市指定居宅介護支援事業等基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料で説明いたします。

こちらのサービスにつきましては、要介護認定者に対しますケアプランの作成に係るサービスについて規定したものでございます。

1の改正理由と2の改正内容につきましては、これまでと趣旨は同じでございます。

重複しないものにつきまして説明をさせていただきたいと思っております。

(1)の基準省令に従い改正するものでございますが、最初の4項目が本サービス独自の規定でございます。

アとしまして、管理者につきましては、改正の内容としまして、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることといたします。ただし、主任介護専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合につきましては、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能といたすところでございます。

次のイの管理者に係る経過措置でございます。改正の内容としまして、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所につきましては、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することといたします。

ウとしまして、内容及び手続の説明並びに契約の締結でございます。改正の内容としましては、次の(ア)、(イ)の内容について利用者に説明を行うことを新たに求めるものといたします。

まず、(ア)としまして、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合。(イ)前6か月間に作成したケアプランに位置づけた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合。こちらをお知らせするというところでございます。

エとしまして、指定居宅介護支援の具体的取扱方針としまして、改正の内容としましては、訪問介護に係

るサービス費がサービス費の総額に占める割合が一定水準以上である場合は、市からの求めに応じて利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画を市に届けなければならないものいたします。

以下、重複するものでございますので説明は省略いたしますが、3ページの施行期日でございます。令和3年4月1日とするところでございますが、前項の2の(1)のイに係ります、管理者に係る経過措置の改正につきましては、公布の日から、2(1)表エに掲げました一定水準以上の訪問介護の利用に係る届出に係る改正につきましては、令和3年10月1日からいたします。

以降、5ページに参考資料、7ページ以降に新旧対照表、13ページに参照条文を記載してございますので、後ほど御覧ください。

こちらにつきましても、次期定例会に提出を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市指定介護予防支援事業等基準に関することについて、執行部から説明願います。  
荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 次は、水戸市指定介護予防支援事業等基準に関することにつきまして、福祉部介護保険課提出の資料により説明いたしますが、こちらのサービスにつきましては、軽度者であります要支援認定者に対しますケアプラン作成に係るサービスについて規定するものでございます。

1の改正理由、2の主な改正内容とも、趣旨はこれまでの説明と同じでございます。また改正の内容につきましても、これまでの説明と重複するものでございますので、説明は省略させていただきます。

2ページをお願いします。

3としまして、施行期日は、令和3年4月1日でございます。

以降同じように3ページに参考資料、5ページに新旧対照表、9ページ以降に参照条文を記載してございますので、よろしくお願いいたします。

こちらも次期定例会に提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○鈴木委員長 次に、水戸市指定介護老人福祉施設基準に関することについて、執行部から説明願います。  
荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 次は、水戸市指定介護老人福祉施設基準に関することにつきまして、福祉部介護保険課の提出の資料を御覧ください。

こちらにつきましては、老人福祉施設法に定めます特別養護老人ホームと同一の施設となっております。

1の改正理由、2の主な改正内容とも、これまでと趣旨は同じであり、また、改正の内容につきましてもこれまでの説明と重複するものでございますので、説明は省略させていただきます。

2ページをお願いいたします。

2ページの1番最後、3、施行期日は、令和3年4月1日でございます。

以降3ページに参考資料、5ページ以降に新旧対照表、15ページに参照条文を記載してございます。

こちらについても次期定例会に提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。



○鈴木委員長 次に、水戸市介護老人保健施設基準に関することについて、執行部から説明願います。  
荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 次は、水戸市介護老人保健施設基準に関することでございます。

こちらの施設につきましては、リハビリ施設として位置づけられるサービスでございます。

1の改正理由、2の主な改正内容ともこれまでの趣旨と同じであり、また改正の内容につきましてもこれまでの説明と重複するものでございますので、説明は省略させていただきます。

また、2ページをお願いします。

最後に、3施行期日としまして、令和3年4月1日。

以降3ページに参考資料、5ページ以降に新旧対照表、15ページに参照条文を掲載してございますので、後ほどお目通しをお願いします。

こちらもち期定例会に提出を予定しておりますので、よろしくをお願いします。

説明以上です。

○鈴木委員長 次に、水戸市介護医療院基準に関することについて、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 次の、水戸市介護医療院基準に関することにつきまして介護保険課提出の資料を御覧ください。

こちらは平成30年度より創設されました介護付きの病院ということでございまして、現在のところ水戸市には建ってございません。

1の改正理由、2の主な改正内容につきましては、これまでと趣旨は同じであり、また、改正内容につきましても、これまでと重複するものでございますので説明は省略させていただきます。

また、2ページの最後に施行期日としまして、令和3年4月1日といたします。

3ページに参考資料、5ページ以降に新旧対照表、13ページに参照条文提示してございますので、後ほどお目通しをお願いします。

こちらもち期定例会に提出ですので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市介護保険に関することについて、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 基準条例につきましては先ほどの説明で最後でございまして、今回は水戸市介護保険に関することにつきまして福祉部介護保険課提出の資料により御説明させていただきます。

1の改正理由でございます。

令和3年度から令和5年度までの各年度におけます65歳以上の方の第1号被保険者の保険料率を定めるほか、関係法令の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容といたしましては、(1)としまして、第1号被保険者の保険料率の設定ということで、介護保険に係るサービスの必要量等に基づきまして、令和3年度から令和5年度までの保険料を定めるものでございます。

また、(2)としまして、保険料段階の判定に用います合計所得金額に係る改正としまして、第7段階から第9段階までの保険料段階の判定に用います合計所得金額を改めます。また、関係税法の改正に伴いまして、合計所得金額から控除すべき金額について所要の改正を行うところでございます。

3の施行期日につきましては、令和3年4月1日といたします。

恐れ入りますが2ページをお願いいたします。

こちらの参考資料で、介護保険料の改正の内容について御説明差し上げたいと思います。

表につきましては、一番左側が保険料段階、水戸市は12段階としておるところでございます。その隣が対象者、次に基準額に対します割合、一番右側の保険料率につきましては、上段が年額、下段の括弧書きが月額ということで、現行料金と改正案という形でお示ししてございます。

この太枠の基準額について御説明いたします。

基準額は5段階となります。対象となられる方は住民税課税世帯でございますが、本人は非課税で、その方の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方が基準額に該当する方でございます。保険料につきましては、現行の年額7万800円を、7万3,200円と2,400円増額するものでございます。なお、月額等に換算し直しますと、現行の5,900円から6,100円と200円増という提案でございます。

なお、表の下の米書きでございます。

保険料の段階の判定に用います合計所得金額を改めるものが、7,8,9段階でございます。網掛けをしている数字について、左側に現行、右側に改正案ということでお示ししてございます。こちらは、国が定める基準に倣いまして改めるものでございまして、これまで8,9段階であった方の一部が7,8段階と1段階下がるような形になるものでございます。

あと、資料につきましては、3ページに新旧対照表、7ページ以降参照条文となっております。

こちらにつきましても次期定例会に提出を予定しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

介護保険課からの説明は以上でございます。

ありがとうございました。

○鈴木委員長 以上で、第4回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら発言を願います。

後藤委員。

○後藤委員 丁寧な御説明どうもありがとうございました。

水戸市指定居宅介護支援事業等基準に関することについてのところで、令和3年4月から主任介護支援専門員でなくても、期間を延長するという事なんですかねこれは。令和9年まで主任のケアマネジャーでなくても、管理者となるってことが書いてあるんですけども、実際水戸市の中で主任の介護支援専門員がどのぐらいいて、それで介護支援事業所がどのぐらいあって、今後主任介護支援専門員がどのぐらい増えていく見込みなのかっていうのを教えていただきたいなと思いましたので資料をお願いします。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 かしこまりました。用意いたします。

○鈴木委員長 後藤委員から資料請求がございましたが、皆様よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言を願います。

田口委員。

○田口委員 この前は下大野小学校ということで、視察させていただきましたが、今日の茨城新聞にも載っていると思うんですけども、この前の委員会のときも、意見を聞いたときも説明会のときにも事務局のほうから、副所長のほうからデジタル教科書という項目がありましたよね。だから今デジタル教科書についてのいろんな学識経験者といいですか、それを使った方からの提言が出ていたような気がしますけれども、水戸市はデジタル教科書については、今後普及させていきたいという考えでいいのか。また、それに対しては、あれのみに頼らずプラスアルファというか、教育の仕方っていうのを考えている方があるのかどうかちょっと。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

デジタル教科書につきましては、来年度国のほうで全国の半数程度の学校で小学校5年生から中学校3年生まで1教科ずつ実証実験を行う予定でおりますので、本市におきましては今のところ、できましたら全校でやりたいということで手を挙げているんですが、まだ県から回答はきていないんですが、デジタル教科書を導入していきたいと考えております。

その先、次年度以降なんですけど、その効果を見極めまして考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 デジタル教科書ということで、利便性もあつたりいろんな点ですばらしいものがあるかと思えますけれども、あれにはなかなかいろんな課題があるかというようなことも述べられておりますので、その辺を検証しながら進めていっていただければと。

○鈴木委員長 ほかに。

木本委員。

○木本委員 ワクチンについてちょっと御説明いただきたいんですけども、せんだって医療従事者、そしてその後の高齢者ということで、接種時期をお示しいただいたんですけども、報道ベースで恐縮なんですけれども、国としては遅れると、ちょっと供給ペースが今まで計画していたよりもちょっと供給体制が整わないということなんですけれども、水戸市としてはせんだって御説明いただいた内容とそれに対して違いが生じるのかどうか、御説明お願いいたします。

○鈴木委員長 田中副部長。

○田中保健医療部副部長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

本市のワクチン接種のスケジュールの変更というようなことだと思いますが、現時点で国のほうで確かに

ワクチンの供給量がなかなか確保できないというようなことで報道等で示されているような状況でございます。

今後、国のほうからまた改めてそういうスケジュールなんていうのが示されるということでお聞きはしておりますので、そういった中で水戸市もそういったスケジュールを変更するなりなんんりの対応をしてみたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうでしょうね。影響は少なくとも何かしら受けるとは思うんですけども、今はファイザーでしたっけ、ただ後から来るやつとかはそこまでのいわゆるマイナス75度Cまでいらず、通常の冷蔵庫で保管できるようなものも来るってなると、そこら辺も計画でいろいろ変わってくるかとは思いますが、ちなみに何を打つっていう、どれを打ちたいっていうのはちょっと語弊があるかもしれないですけども、それはこれからくる一般の人向けなんですけれども、どの製薬会社のものを打つかというものに関しては、これは特に選択があるっていうことではないですよ。そこら辺がどうなっているのか。

○鈴木委員長 田中副部長。

○田中保健医療部副部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

その他のファイザーワクチン以外のワクチンでございますが、まだ具体的にいつから実用化されるか決められていないような状況でございます。多分ワクチンの供給の時期によってそのワクチンが打てる、そういったものであるというふうに考えております。

○木本委員 選択制ではないということですね。分かりました。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時 2分 散会